

福島区保健福祉センターにおける乳幼児の発達障がいの早期発見のための  
健康診査及び相談等の業務会計年度任用職員要綱

**1 目的**

この要綱は「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される、福島区保健福祉センターにおける乳幼児の発達障がいの早期発見のための健康診査及び相談等の業務会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

**2 任用について**

会計年度任用職員の選考は、以下の内容を総合的に勘案して行う。

- (1) 論述試験
- (2) 面接

**3 再度の任用について**

再度の任用を行う場合には、業務の縮小及び廃止等の状況、及び前年度の勤務実績等を総合的に勘案して判断するものとする。

**4 勤務時間について**

会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間等は下記の通りとする。

- (1) 勤務日数  
1日7時間30分の勤務時間で週4日の勤務日
- (2) 勤務時間  
午前9時00分～午後5時15分まで
- (3) 休憩時間  
45分

**附則**

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。